○佐久市・北佐久郡環境施設組合事務処理規則

平成26年10月１日規則第３号

改正

平成27年３月４日規則第１号
令和３年９月22日規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、組合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　決裁　組合長又は会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。

（２）　専決　組合長又は会計管理者の権限に属する事務のうち、あらかじめ定められた範囲内の事務について、組合長又は会計管理者に代わって決裁することをいう。

（３）　代決　組合長、会計管理者又はこの規則により決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が不在又は事故等（以下「不在等」という。）のある場合において、あらかじめ定められた範囲内の事務について、この規則によって定められた者が代わって決裁することをいう。

（副組合長専決事項）

第３条　副組合長の専決事項は次のとおりとし、あらかじめ組合長が指定した副組合長が専決することができる。

（１）　事務局長の出張に関すること。

（２）　事務局長の休暇及び欠勤の承認に関すること。

（３）　事務局長の服務上の請願に関すること。

（４）　その他日常的軽易な事項に関すること。

（事務局長専決事項）

第４条　事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

（１）　係長以下の職員の事務分担に関すること。

（２）　係長以下の職員の出張に関すること。

（３）　係長以下の職員の休暇及び欠勤の承認に関すること。

（４）　係長以下の職員の服務上の請願に関すること。

（５）　係長以下の職員の超過勤務に関すること。

（６）　任用期間６月以下の臨時的任用職員の任免に関すること。

（７）　１件500万円以下の歳入の調定に関すること。

（８）　１件500万円（食糧費については３万円）未満の支出負担行為並びに契約方法の決定及び契約の締結に関すること（ただし、報酬、旅費、交際費、需用費（光熱水費に限る。）、役務費、使用料、賃借料、負担金（退職手当負担金を除く。）、償還金、利子、割引料及び公課費は全額とする。）。

（９）　支出命令に関すること。

(10)　１件５万円未満の目節の流用及び予備費充用に関すること。

(11)　重要事項に係る会議に関すること。

(12)　諸帳簿類の調整及び整備に関すること。

(13)　軽易な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること。
(14)　文書の収受及び発送に関すること。
(15)　公印の保管に関すること。
(16)　例規集の管理に関すること。
(17)　財産の管理に関すること。
(18)　歳入歳出外現金の管理に関すること。
(19)　その他日常の軽易な又は定例的な業務に関すること。

（専決の制限）

第５条　事務局長は、この規則に定める専決事項であっても、特に命ぜられた事項、重要又は異例と認められる事項、新規な事項及び疑義のある事項については、組合長の決裁を受けなければならない。

（代決）

第６条　組合長が不在等のときは、副組合長がその事務を代決する。

２　副組合長が不在等のときは、事務局長がその事務を代決する。

３　事務局長が不在等のときは、総務係長がその事務を代決する。

（代決後の処理）

第７条　前条により代決をした者は、その代決をした事務で特に必要があると認めるものについては、上司に報告しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月４日規則第１号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月22日規則第２号）

この規則は、令和３年10月１日から施行する。